平成２１年（フ）第１８２２号
京都府宇治市小倉町堀池18番地の21
債務者　四至本保麿
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９４１号
京都府八幡市男山弓岡１番地　B12―303
債務者　山口　紀之
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８６２号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目９―11鳳翔206、住民票上の住所大阪府八尾市東本町５丁目２番７号
債務者　東　　拓也
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８４号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目18番22号
債務者　中野　　勝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９０２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目20番５号　ハイツアルペン春301号
債務者　瀬下　敬二
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９１２号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目16番地の１　サントアヴェール210、前住所大阪府豊中市利倉西１丁目８番２―406号
債務者　久冨木原みつ子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９２２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―238号
債務者　城　　雅孝
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９２３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―238号
債務者　城　　純子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９２４号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目10番７―302号
債務者　清水　桂子
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９５０号
兵庫県尼崎市名神町１丁目15番12―501号
債務者　井上　千秋（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９６７号
兵庫県尼崎市名神町２丁目17番21号名神グリーンハイツ
債務者　川上　琢哉
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９７２号
兵庫県西宮市堤町２番38―201号、前住所兵庫県西宮市門前町９番３号　レオパレス21ＮＡＫＡＪＩMA104号
債務者　折坂　舞子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７５９号
兵庫県加古川市尾上町長田331番地の１　カーサプラシード202号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町今福588番地の１
債務者　藤田　京子
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５６８号
奈良市宝来１丁目４番Ａ―524号
債務者　西村ゆかり（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１１号
奈良市中山町145番地の８
債務者　屋島　広治
1　決定年月日時　平成21年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７４５号
奈良市西九条町３丁目２番地の13　ソファレ堀井Ａ棟105号
債務者　川本なぎさ
1　決定年月日時　平成21年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３０３号
鳥取県鳥取市丸山町32番地
債務者　山本　眞吉
1　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
鳥取地方裁判所民事部